

次期計画策定について

○次期（第10期）事業計画における日常生活圏域の設定について（案）

1. 日常生活圏域の考え方

高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするため、地理的条件や人口、交通、その他、住民の生活形態や地域づくりの活動などの社会的条件及び施設の整備状況等を総合的に勘案して定める圏域となっています。

なお、この日常生活圏域は、地域密着型サービスを中心とした介護基盤整備の単位であるとともに、地域包括支援センターとの整合性を図るものとなっています。

2. 第9期事業計画まで日常生活圏域設定

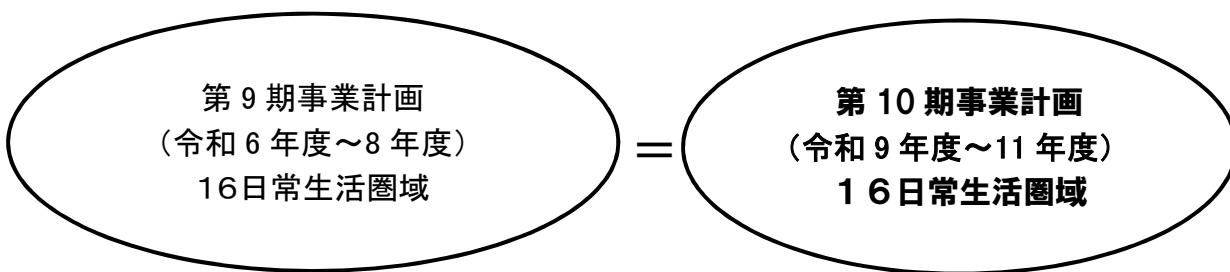
本市の日常生活圏域は、「1. 日常生活圏域の考え方」により、第3期（平成18年度～20年度）事業計画から設定され、基本的に、住民の生活圏域となっている旧町と同じ支所管轄区域ならびに本渡地域、牛深地域、五和地域については、中学校区単位の区域を参考に、全体で16日常生活圏域に設定しています。その後、中学校区が統合した圏域がありますが、住民の生活形態や地域づくりの活動など考慮し、そのまま16圏域を継続して計画策定を行っています。

3. 日常生活圏域ごとの状況

番号	圏域	令和4年度（9月末）			令和7年度（9月末）			伸率 (%)
		人口	高齢者数	高齢化率	人口	高齢者数	高齢化率	
1	本渡南	7,988	2,734	34.2%	7,635	2,740	35.9%	1.7%
2	本渡北	16,201	4,648	28.7%	15,886	4,740	29.8%	1.1%
3	本渡稜南	7,788	2,601	33.4%	7,446	2,504	34.2%	0.8%
4	本渡東	4,283	1,757	41.0%	3,938	1,719	43.7%	2.7%
5	五和東	2,974	1,505	50.6%	2,754	1,459	53.0%	2.4%
6	五和西	4,239	2,025	47.8%	3,891	1,952	50.2%	2.4%
7	新和	2,695	1,359	50.4%	2,441	1,330	54.5%	4.1%
8	有明	4,396	2,158	49.1%	4,058	2,088	51.5%	2.4%
9	御所浦	2,454	1,343	54.7%	2,198	1,257	57.2%	2.5%
10	倉岳	2,581	1,306	50.6%	2,324	1,239	53.3%	2.7%
11	栖本	1,970	942	47.8%	1,850	915	49.5%	1.7%
12	牛深東	3,712	1,875	50.5%	3,424	1,794	52.4%	1.9%
13	牛深西	1,256	713	56.8%	1,172	701	59.8%	3.0%
14	牛深南	6,326	3,061	48.4%	5,721	2,885	50.4%	2.0%
15	天草	2,683	1,423	53.0%	2,353	1,330	56.5%	3.5%
16	河浦	3,864	2,003	51.8%	3,486	1,893	54.3%	2.5%
	計	75,410	31,453	41.7%	70,577	30,586	43.3%	1.6%

4. 次期（第10期）事業計画における日常生活圏域の設定

第9期における状況と比較して、第3期計画での圏域設定に関連させた中学校区関係は、五和地域及び本渡地域において校区統合が行われていますが、高齢者人口については、顕著な変動は見られず、また日常生活圏域の統合は今後の人団の状況をみながら慎重な検討を要することから、第9期事業計画と同様の16日常生活圏域を継続して設定を行います。



△	圏域名	地区名	△	圏域名	地区名
1	本渡南	本渡南	9	御所浦	御所浦町
2	本渡北	本渡北・本町 佐伊津町・旭町	10	倉岳	倉岳町
3	本渡稜南	亀場町・杠宇土町 楠浦町・宮地岳町	11	栖本	栖本町
4	本渡東	志柿町・下浦町 瀬戸町	12	牛深東	久玉町・深海町
5	五和東	五和町御領・鬼池	13	牛深西	魚貫町・二浦町・ 天草町大江向
6	五和西	五和町二江・手野 城河原	14	牛深南	牛深町
7	新和	新和町	15	天草	天草町（大江向を 除く。）
8	有明	有明町	16	河浦	河浦町

次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

1. 計画策定の基本方針

国が示す介護保険事業計画に関する基本指針及びその改正のポイントを踏まえ、上位計画である天草市総合計画や地域福祉計画及びその他の計画との整合性を図りながら、本市の実情に応じた計画を策定する。

(1) 計画の位置づけ

第6期（平成27年度～平成29年度）以降の介護保険事業計画は、現行の第9期計画（令和6年度～令和8年度）も含め、団塊の世代が75歳以上となる2025年や団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040年に向け、地域包括ケアシステムを地域の実情に応じて構築していく「地域包括ケア計画」として位置づけられており、地域包括ケアシステムの深化・推進のため自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組み等、市が主体となった地域づくりを推進する計画とする必要があるとされている。

第10期（令和9年度～11年度）は、第9期計画までの目標や具体的な施策を踏まえ、高齢者人口の減少以上に現役世代の減少が加速的に進行することが予想される2040年を見据えた地域包括ケアシステムの整備、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められている。

◆地域包括ケアシステム

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

(2) 国が示す次期計画の基本指針等

基本指針の構成等の見直し案（令和8年3月頃）や基本指針改正案（令和8年7月頃）が今後示されるため、改正案が提示され次第それに応じた計画の構成とする。

2. 計画策定の手順

介護保険は給付するサービス量や種類等が保険料水準に反映される制度である。そのため、地域の課題を把握した上で、住民や関係者の意見を聴きながら地域の将来像を描き、どのようなサービス水準を目指していくのかを判断して計画を組み立てていく必要がある。

(1) 計画の素案作成に係る手順

①第9期計画の実施状況の確認と評価

令和6年度・7年度の実績値と第9期計画の見通しを比較し、乖離が生じている場合はその要因を整理分析する。

②地域の抱える課題やリスクの抽出

実施中の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果等を活用して地域の課題やリスクを抽出する。あわせて、地域包括支援センターの日常業務や地域ケア会議等で明らかになっている課題を整理分析する。

③他計画との整合性の確保

関連する他計画を所管する関係機関等と、緊密な連携を図りながら協議していく。

④地域包括ケアシステムの構築に向けた目標や具体的な取り組みの検討

①②③で整理した結果や法改正を踏まえて新たな取組みを検討する。新たな取組みの方向性については、審議会の意見や現場のサービス担当者等との意見交換、住民や関係者の意見を聴きながら具体的な取組み内容にしていく。

⑤サービス見込量や保険料等の推計

過去の動向から現状を延長した一定程度の推計である自然体推計に、④で取り組む新たな施策の効果を想定した施策推計を加え、本市が目指す地域包括ケアシステムの姿を反映した推計を行う。

(2) 計画策定までの手順

- ①(1)により作成した「素案」を、審議会・庁議等に諮り「計画案」を策定する。
- ②広く市民からの意見を聴取するためパブリックコメントを実施する。
- ③審議会から市長へ計画案の答申を行う。
- ④市議会にて、計画の報告を行うとともに、介護保険条例等関係条例の議決を受ける。

※具体的なスケジュールについては、別紙「策定作業スケジュール」を参照のこと。

以上、「1. 計画策定の基本方針」を踏まえた内容で、「2. 計画策定の手順」に沿って作業を進めることとしたい。